

夕張市中古住宅取得費補助金の概要

補助対象 建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人が過去に居住したことがある住宅又は、建物表題登記の新築年月日から起算して3年を経過したもの。 ■ 居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること。 ■ 昭和56年6月以降に建築した住宅であること。 (昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅)
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者は次の条件全てに該当する方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の住民として永住の意志を持って居住し、5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市であること。 ・ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金及び下水道料金、市営住宅使用料）を滞納していないこと。 ■ <u>所得制限を設けない。</u>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域要件（社光～平和・清水沢・沼ノ沢・紅葉山地区の用途地域内） ■ 中古住宅の取得額（消費税を除く）が100万円以上であることが必要です。
補助額 補助対象費 補給経	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中古住宅取得費補助金の額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の25%で限度額50万円/戸 (2) 転入者が購入し居住した場合 取得額（消費税を除く）の30%で限度額75万円/戸 (3) 入居者に子供がいる場合 25万円/戸 加算 (例) 子供がいる転入者が、中古住宅を取得した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得額が200万円の場合 (200万円×30%=60万円<75万円) 60万円(転入者 取得額30%) + 25万円(子供) 【85万円】 ・ 取得額が500万円の場合 (500万円×30%=150万円>75万円) 75万円(転入者 限度額) + 25万円(子供) 【100万円】 ■ 用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入者とは 補助金申請年度の3年度前における4月1日以降に夕張市に転入し、転入の日前1年間において夕張市に住所を有していなかったもの。 ・ 子供とは 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
補助申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>住宅の取得前に申請を行う必要があります。</u> ■ <u>申請後、夕張市による書類審査を行い結果を通知します。</u>
受付期間と 予算額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受付期間は、<u>令和5年4月3日(月)から予定件数に達するまで。</u> ・ 令和6年2月29日までに取得できない場合は、受付できません。 ・ 予定件数：3件 ※補助金額によって件数の変動はあります。